

## ★許可基準

農地を転用するためには、以下の**立地基準**と**一般基準**を満たしている必要があります。

## ◎立地基準

農地はその営農条件および周辺の市街地化の状況から見て、次の5種類に区分されます。農地の種類によっては転用することができない場合があります。

区分	営農条件・市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市が定める農業振興地域の中の農用地区域内にある農地	原則不許可 (不許可の例外あり)
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地など、特に優良な営農条件を備えた農地	原則不許可 (不許可の例外あり)
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地 土地改良事業等の対象となった優良な農地	原則不許可 (不許可の例外あり)
第2種農地	駅から500m以内にあるなど、市街地化が見込まれる区域にある農地 小集団の生産性の低い農地	周辺の他の土地に立地困難な場合等は許可
第3種農地	駅が300m以内にあるなど、市街地や市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

※農用地区域内農地かどうかは農政課（TEL：0854-40-1051）へお問い合わせください。

農用地区域内農地を転用したい場合は農用地区域からの除外申請をする必要があります。

※甲種農地は雲南市内にはありません。

## ◎一般基準

### ① 事業実施の確実性

申請された事業計画が確実に達成されるかどうかを審査します。

審査の観点は次のとおりです。

- ・資力及び信用があると認められるか
- ・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意があるか（貸借権、抵当権等）
- ・遅滞なく転用目的に供すると認められるか
- ・他法令の許認可等の見込みがあるかどうか
- ・転用面積が転用目的からみて適正であるかどうか
- ・宅地の造成のみを目的とするものではないかどうか（建築条件付売買予定地の場合を除く）

**② 被害防除措置の妥当性**

その土地を転用することによって周辺の農地の営農条件に支障が生じる恐れがある場合は許可できません。(土砂の流出等の災害発生の恐れ、農業用排水の機能障害等)  
転用事業を計画する際は周辺の農地への被害防除措置を講じてください。

**③ 効率的・総合的な農地利用**

一団の農地を分断するような転用など、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合は許可できません。

**④ 一時的な転用**

仮設工作物の設置などの一時的な転用の場合、事業終了後に当該地を営農可能な状態へ復旧する必要があります。一時転用の転用期間は最長3年です。